

NJ素流協 News

平成28年6月10日
第137号

平成28年6月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

ノースジャパン素材流通協同組合

第13回通常総会開催

NJ素流協は5月24日、第13回通常総会を盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催し、来賓、組合員等約100名が出席した。

1 開会・理事長挨拶

はじめに横澤孝一副理事長が開会の辞を述べ、続いて下山裕司理事長が次のように挨拶した。「NJ素流協は、平成15年度からの5年間で第1ステージ「組織の整備と定着化の時期」、次の5年間で第2ステージ「飛



挨拶する下山理事長

躍の時期」と定め、事業を進めて参りました。平成25年度からの第3ステージでは「人工林の森林資源サイクルの構築と社会的貢献への寄与」を目標に掲げ、より長期にわたり事業展開を図っていく考えであります。

第3ステージにおいては、事業運営の5つの柱を①国産材の安定供給②

流通対象の多様化③人工林の森林資源サイクルの構築④組合員の知識・

技術の向上と後継者の育成⑤企業の社会的責任(CSR)の推進、と定

めています。①、②については至極当然のこととして取り組まなければなりません。③については、持続可

能な森林経営の実現のためには人工林の森林資源サイクルの構築が必須

であります。④については、実際に森林に働きかける当事者は素材生産

や造林に携わる皆さんであり、後継者を含めた人材の養成は、林業の成

長産業化の推進や持続可能な森林・

林業経営の根幹であると言えます。

⑤については、近年、環境資源としての森林に特に関心が集まっていることから、NJ素流協は自らの事業

運営の中で企業としての社会的責任を果たすよう努めるものです。これ

らを着実に実行していくために、組合員の皆様には絶大なるご理解とご

協力を、関係者の皆様にはこれまで同様のご指導、ご支援を賜りますよ

う、よろしくお願い申し上げます。」

2 来賓祝辞

来賓を代表して、東北森林管理局

長 瀬戸宣久氏、岩手県農林水産部

長 紺野由夫氏(代理・林務担当技

監 阿部義樹氏)、岩手県森林・林業

会議理事長 中崎和久氏(代理・専

務理事 千田育郎氏)から御祝辞を

頂いた。

3 表彰披露・感謝状授与

「平成27年度いわて農林水産躍進大会」において「明日を拓く担い手

賞」を受賞された(有)松田林業取締役

松田昇氏と同取締役松田格氏をご紹

介し、両氏に対し下山理事長から記念品の贈呈を行った。また、組合の

業務発展に貢献された次の組合員等に対し、下山理事長から感謝状の授与と記念品の贈呈を行った。

▽低コスト実証試験協力者(6名)

(有)九大県北農林代表取締役 大粒来仁孝氏、(株)小野寺林業代表取締役 小野寺徳治氏、(有)川又林業代表取締役 川又正人氏、(株)イワリン代表取締役社長 下山裕司氏、(株)泉山林業代表取締役 泉山正人氏、(株)階上林業代表取締役 袖平光男氏

▽研修講師協力者(4名)

明和フォレストック(有) 安倍和明氏、ふるさと木材 畠山辰也氏、西間林業 西間薫氏、青森県国有林材生産協同組合 小田桐久一郎氏

▽勤務功労者(勤続10年)(1名)

NJ素流協営業企画部長兼管理部 長 小野寺義晃氏

4 議事

議事に先立ち事務局から総会の成立(組合員総数128名中本人出席34名、委任状出席23名、書面議決書提出56名)が報告された。続いて(有)白柅林業代表取締役白柅誠一氏が議長に選出され、提出議案の審議・承

認と任期満了に伴う役員改選が行われた。主な内容は次の通り。

▽議案第1号「平成27年度事業報告書及び決算関係書類承認の件」

・平成27年度の共同販売事業における素材取扱数量は、合板工場や集材工場向けが24万3600m³、バイオマス材が5万4162トンとなった。2年目を迎えた国有林素材の委託販売では26年度の4倍近い1万m³強を取扱った。バイオマス材1トン11m³とすると、取扱数量合計は初めて30万m³を超え、30万8160m³となった。

・技術開発、技術指導、情報提供に関する事業として、①技術開発と定着化(「再造林促進奨励事業」の創設等)②研修会、林業講演会等の開催③技術指導(合法木材等供給事業者研修会の開催等)④情報提供等(NJ素流協ニュース発行、地区別組合員会議の開催等)を実施した。

・国、県、林業関係団体等からの助成や受託、共同による事業として、①低コスト再造林システムの開発研究②広域流通体制確立対策事業③森

林整備加速化・林業再生基金事業等を実施した。

▽議案第3号「平成28年度事業計画書及び収支予算決定の件」

・共同販売計画量は表1のとおり。

表1 平成28年度共同販売計画量

Table with 2 columns: 区分 (区別) and 計画量 (計画量). Rows include 合板用素材 (180,000 m³), 製材・集成材用素材・その他 (100,000 m³), 計 (280,000 m³), and バイオマス発電用素材 (90,000 t).

・技術開発と技術指導、情報提供に関する事業として、①技術開発と定着化(低コスト再造林の推進等)②研修会等の実施(林業講座、林業機械研修の開催等)③技術指導(合法木材・バイオマス材供給指導等)④情報提供等(NJ素流協ニュース、地区別組合員会議等)を実施する。・受託事業として、①需給情報共有化対策事業②下刈回数低減技術の開発③低密度植栽技術の開発④花粉症対策スギ苗木への植替え促進事業等の事業に取り組む。

▽議案第9号「役員改選の件」

新役員14名は表2のとおり。

表2 新役員名簿

(三役以外の氏名は五十音順、敬称略)

Table with 3 columns: 役職名 (職名), 氏名 (氏名), 所属団体 (所属団体). Lists 14 new board members including 下 山 裕 司 (下 山 裕 司), 横 澤 孝 一 (横 澤 孝 一), etc.

トピックス

スギ花粉症対策苗への 植替えを促進

当組合は林野庁の助成を受け、今年度新たに「花粉症対策苗植替促進事業」に取り組んでいる。

我が国では国民の3割がスギ花粉症に罹っていると言われ、国では「伐って利用する」、「植替える」、「出させない」の「3本の斧」かなる花粉発生源対策を推進しており、従来のスギを伐採・利用して花粉症対策苗（無花粉スギ又は少花粉スギ）に植替える取組みを進めている。

花粉症対策苗は平成11年度から植林用として生産されているが、平成26年度の生産量は258万本で、スギ苗木生産量全体に占める割合は約15%にとどまっている。国では、平成29年度の実産量1000万本を目標とし、生産体制の増強と植替えの促進を図ることとしている。

本事業は、スギ林を伐採して花粉症対策苗を植栽する森林所有者及び伐採事業者等に対し助成するもので、森林所有者に対し植替え支援金35万円/haが、伐採事業者等に対し植替え活動金12万円/haが交付される。今年度は合計6haのスギ林について事業を実施することとしている。

再造林促進奨励事業を 実施します

近年、岩手県における再造林率は30%前後と低い水準にあり、持続可能な森林経営が危惧される状況になっている。そこで当組合では平成20年度から取り組んできた低コスト再造林実証事業の成果を踏まえ、組合員が行う低コスト再造林を奨励するため、昨年度「再造林促進奨励事業」を創設した。昨年度は組合員7名が行った再造林6・10haについて、助成金40万4千円を交付した。

今年度も次のとおり実施するので、組合員の皆様には是非ご活用

下さるようお願いいたします。

＜目的＞伐採作業を実施する者（素材生産業者、森林組合等）が植栽、下刈まで責任を持って作業することにより、森林資源の有効利用と保続を図る。

＜事業内容＞当組合を通じて一定量以上の素材を出荷している組合員が実施する低コスト再造林（重機による地拵とコンテナ苗を主とする低密度植栽を必須作業とする）及び下刈省力化作業（伐採前のササ等への除草剤散布ほか）に要する経費の一部を助成する。

＜助成金＞造林面積に応じた定額助成（造林補助制度を利用した場合の個人負担分の10%相当額）とし、1組合員あたり1haを限度とする。



重機による地拵の様子

する。下刈省力化作業を実施した場合は定額を加算する。

＜事業量＞合計10ha

＜実施期間＞平成28年度とする。なお、27年度末地拵・28年度植栽、及び28年度地拵・29年度植栽（苗木が手配済みで、年度当初に植栽が確実なもの）も含む。

技術向上自己研鑽研修 に助成します

NJ素流協は昨年度「技術向上自己研鑽研修」制度を創設し、10名の組合員に対し39万9千円を交付した。今年度も次のとおり実施するのでご活用下さい。詳細は後日ご案内します。

＜助成対象者＞当組合員の役職員又は従業員で、1組合員当たり年度内1名とする。

＜研修内容＞参加者の業務遂行に当たっての技術向上や知識修得に役立つ内容のもので、期間は概ね1～10日間とする。

＜研修報告＞研修会参加者は、研修の成果を報告書等で報告する。

**第1回東北森林管理局
国有林材供給調整検討
委員会に出席**

平成28年度第1回東北森林管理局国有林材供給調整検討委員会が5月12日、東北森林管理局において開催され、当組合高橋常務理事が委員として出席した。

1 委員会での検討結果

現時点では特に供給調整の必要はないが、一部地域において合板用原木の流通が滞っている現状が見受けられることから、必要に応じて販売時期を調整するなどの対策が必要。国有林には、引き続き価格あるいは需要の動向を注視していただきたい。

2 委員会での主な意見

(1) 国産材需給

①製材用原木は、民有林の出材がピークとなり、供給過多の状態にある。柱用3m材については引き合いがあるが、他の規格の丸太や大径木は行き先を失っている。スギ原木価格は値下がり傾向で弱含

みとなっているが、カラマツ原木は依然強気の高値で推移している。

②住宅建築では、地場の大工・工務店が受注に苦労している反面、ハウスメーカーは堅調な動きを見せている。昨年同様に春需が遅く、4月中旬に入りようやく見積りの動きが見られてきた。

③集成材は、スギ集成管柱への需要が高まっており、生産が追いつかない状況が続いている。

④国産合板は、生産量・出荷量とも大筋堅調。フロア台板用合板や型枠用合板の生産比率が増加傾向にある。

⑤全国的には合板の生産量は増加傾向となっており、原木消費量も増加しているが、秋田県内の大型合板工場火災の影響で、青森県内では合板用スギ原木の流通が滞っている。

⑥チップ用原木については、バイオマス発電用と製紙用が競合し、価格は上昇傾向となっている。バイオマス用燃料と製紙用原料のボーダレス化が顕著になっている。

(2) 他地域への輸送・輸出

①西日本は天候も良く出材状況も良かったことから、合板工場は原木を潤沢に持つっており、西日本への移出は難しい状況にある。

②スギ低質材の原木輸出については、バイオマス発電用と製紙用の国内需要に大きな影響があることから、現在は見合わせている。

③中国の原生林伐採禁止による木材不足を埋めているのはロシアの原木のようだ。

④台湾向けの輸出は新政権が発足した後に、台湾経済情勢を見極めながら再開するかどうか検討中。中国向け輸出は新しい引き合いが来ている。

**再造林促進に係る基金
創設に向けた取組み**

岩手県は、平成26年度から再造林促進対策について関係機関と検討を重ねてきたが、基金による助成制度の創設について概ね関係機関の合意が得られたとして、28年6月に「低コスト再造林推進協議

会(仮称)」を、29年度に「岩手県森林再生機構(仮称)」を設立し、30年度から再造林への助成を開始する方向で調整を進めている。

これは再造林の促進を図るため、造林者(森林所有者)に対し国・県からの補助金のほかに、新たに設立する基金から助成金(約5〜10万円/haを想定)を交付する制度で、大分県等の取組みを参考にしたいものである。財源には原木出荷者や原木市場、製材工場等からの協力を充てることとされている。今後29年度からの協力金の拠出を目指し、原木出荷者等関係者への協力要請について周知徹底が図られる見込み。

**森林法等一部改正法・
合法伐採木材利用促進
法が成立**

「森林法等の一部を改正する法律」及び「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が5月13日に成立し、同20日に公布された。

▽森林法等の一部を改正する法律

林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図ることを目的として、①森林法②分収林特別措置法③森林組合法④木材の安定供給の確保に関する特別措置法⑤国立研究開発法人森林総合研究所法の5つの法律が一括して一部改正された。平成29年4月1日に施行される。

このうち①の森林法では、伐採後の再造林を確保するため、森林所有者等に対し現行制度での「伐採及び伐採後の造林の届出」に加え、伐採後の造林に係る状況報告が義務付けられることとなった。また国産材の安定供給体制を構築するため、平成30年度末までに各市町村において林地台帳を整備することとされた。

また⑤の森林総研法では、森林総研の名称が「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改められ、水源林造成事業の担い手として明

確に位置付けられることとなった。

▽合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

1 違法伐採問題の経緯

違法伐採の問題については、平成10(1998)年に英国で開催されたバーミンガム・サミットで取り上げられて以来、国際的な取り組みが進められてきた。平成17(2005)年に英国で開催されたグレンイーグルズ・サミットで我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に

取り組むことを表明。政府は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国、独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。林野庁はこれを受けて「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を平成18(2006)年2月に制定。

NJ素流協においても「違法伐採対策に関する自主的行動規範」を

同年5月に制定し、合法木材等供給事業者認定等の取り組みを実施してきている。

一方海外では米国のレイシー法(2008年)、EUのEU木材規則(2013年)、豪州の違法伐採禁止法(2014年)など法整備が進み、日本においても法制化を望む声が高まったことから、5月26(27)日に開催された伊勢志摩サミットを前に、議員立法により合法伐採木材利用促進法が制定された。平成29年5月20日に施行される。

2 法律の概要

この法律では、「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められ、「木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、(中略)登録実施機関が行う登録を受けることができる」とされている。

※木材等：木材及び木材を加工し、又は主な原料として製造した家

具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く)

※合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主な原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く)

※木材関連事業者：木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者

登録については中立的な機関が実施することとされ、5年毎に更新することとされている。登録を受けると「登録木材関連事業者」という名称を事業の中で用いることができるようになるが、登録を受けていない者が「登録木材関連事業者」を名乗ったり、紛らわし

い名称を用いたりした場合は罰則が適用される。

一方、違法伐採木材の取扱い業者に対する罰則は設けられていないが、合法伐採木材の流通・利用を促進することにより、違法伐採木材を排除していく狙いがある。合法性の判断基準等については今後省令により定められる。

全素協通常総会に出席

全国素材生産業協同組合連合会の第42回通常総会が5月19日、東京都内において開催され、当組合から下山理事長、高橋常務理事が出席した。

総会では27年度事業報告、28年度事業計画等の議案が審議・承認されたほか役員改選が行われ、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会会長の日高勝三郎氏が会長に選任された。

合法木材等供給事業者を認定

N J素流協が4月～5月に認定し

た合法木材等供給事業者は表1のとおり。

表1 合法木材等供給事業者 認定事業者

認定番号	認定事業者	住所	認定日
素流協-028	佐藤 熊雄	盛岡市玉山区	H28. 4. 1
素流協-107	(有)高峰重機	二戸市浄法寺町	H28. 4. 22
素流協-108	(株)山下組	花巻市	
素流協-109	前田 商会	大船渡市三陸町	H28. 5. 20
素流協-110	(株)畠山林業	陸前高田市	

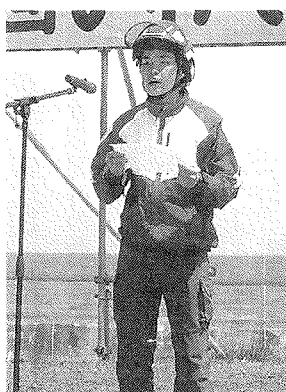
第9回いわての森林の感謝祭 洋野町で開催

第9回いわての森林の感謝祭(主催・岩手県、洋野町、(公社)岩手県緑化推進委員会)が5月14日、洋野町誕生10周年を記念して同町種市の宿戸漁港ほかで開催され、林業関係者、地元森林愛護少年団・海づくり少年団員等約500名が参加した。式典では、2名の森林

整備功労者に対し達増拓也岩手県知事から感謝状が贈呈されたほか、招待された平井伸治鳥取県知事と同県のみどりの少年団代表の小学生9名により、「とうほくとつとり・森の里親プロジェクト」で育てたコナラの苗木が達増知事と地元少年団に贈呈された。鳥取県では、東日本大震災で失われた海岸防災

林の再生を支援するため、東北三県(岩手県、宮城県、福島県)で採取したコナラ等計3300個の種子を小学生や苗木生産者が育て、苗木を各県に里帰りさせる同プロジェクトに取り組んでいる。

また、当組合の組合員である同町種市の(有)丸大県北農林に今春入社した佐藤聖矢氏が、地元青年林業従事者を代表して開催メッセージを述べた。



佐藤聖矢氏

このあと参加者は同町種市の山林に移動し、記念植樹のほか鳥取県から贈呈された苗木1000本を含む1600本の植樹などを行った。式典会場に戻ると地元特産のウニ、鶏の唐揚げなどが振舞われ、郷土芸能のアトラクションが行われた。来年は奥州市での開催が決まっている。

第2回日本伐木チャンピオンシップ開催

第2回日本伐木チャンピオンシップ(主催・同実行委員会)が5月21～22日の2日間にわたり、青森市のモヤヒルズにおいて開催され、全国から集まった31名の参加者が熱戦を繰り広げた。本大会は、本年9月にポーランドで開催される世界伐木チャンピオンシップの国内予選として行われたもので、当組合の組合員、(有)丸大県北農林の下平克秋氏が前回大会(2014年)に続き出場した。

競技は国際ルールのもと、①伐倒②ソーチェン脱着③丸太合せ輪

切り④接地丸太輪切り⑤枝払いの5種目について行われ、合計得点により総合順位が決定された。下平氏は各種目でバランスよく得点をあげ、総合11位と健闘した。



丸太合せ輪切りに挑む下平氏

プロフェッショナルクラス(24歳以上)の世界大会出場者は次のとおり。※ジュニアクラス(24歳未満)は規定の点数に満たなかったため、世界大会出場は見送られることとなった。

- 第1位 前田智広氏(前回も1位)
(有)前田林業・青森県
- 第2位 工藤健一氏(前回12位)
(工藤正工業・岩手県)
- 第3位 先崎倫正氏(前回5位)
(有)マル先先崎林業・青森県

岩手、宮崎などで素材生産量が増加

平成27年木材統計(速報、前号で概要を紹介)によると、27年の我が国の素材生産量は2004万9千^mで前年より13万3千^m増加、対前年比100・7%であった。都道府県別に見ると岩手県は152万4千^m(全国3位)で前年より12万6千^m増加、対前年比109・0%と大きく生産量を伸ばしており、平成4年の159万9千^m以来23年ぶりに150万^mを超えた。ほかに宮崎県が178万7千^m(全国2位)で前年より10万4千^m増加(対前年比106・2%)、福島県が74万^mで前年より8万5千^m増加(対前年比113%)と大きく伸びている。このほかの東北・北海道地域の素材生産量は次のとおり。◆北海道 329万1千^m(全国1位) ◆青森県 83万4千^m ◆宮城県 53万7千^m ◆秋田県 123万9千^m(全国4位) ◆山形県 31万5千^m

7月は林業労働災害防止月間・熱中症予防強化月間です

厚生労働省は7月1日から7日までを「全国安全週間」、6月1日から30日までを準備期間と定め、「見えますか?あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける安全管理」をスローガンに、労働災害防止に向けた取り組みを強化することとしている。

林業・木材製造業労働災害防止協会は、この「全国安全週間」から始まる7月1日から30日までを「林業労働災害防止月間」と定め、林業における労働災害防止活動を全国的に展開することとしている。また政府は、熱中症に罹る人が急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定めている。各事業所においては、「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守、危険予知訓練(KYT)の実施や熱中症への注意喚起について、重点的に取組んでいただくようお

国有林素材山元委託販売入札結果

願いします。
N J素流協は今年度、岩手南部森林管理署管内及び岩手北部森林管理署管内の国有林素材約9千^mについて山元委託販売を実施しますので、皆様の参加をお待ちしています。
5月31日に実施した入札の結果は表2のとおり。

表2 国有林素材山元委託販売 入札結果

市日：平成28年5月31日(火)
市場：岩手南部森林管理署(第1回) (参加者人数 6名)

売払番号	樹種	長級(m)	径級(cm)	等級	本数	材積(m ³)	応札枚数	土場
601-01	アカマツ	4.0	22-42	込	48	18.784	2	葛丸川
601-02	アカマツ	2.0	16-40	込	314	47.341	2	葛丸川
601-03	アカマツ	2.0	16-30	込	108	9.445	3	立石
601-04	アカマツ	2.0	16-30	込	42	4.132	3	立石
601-05	アカマツNA	2.0		低質		18.194	6	立石
601-06	アカマツNA	2.0		低質		14.515	5	立石
601-07	アカマツNA	2.0		低質		12.436	5	立石
601-08	アカマツNA	2.0		低質		7.232	4	立石
合計					512	132.079		

今月の名木・巨木 34 (岩手県紫波郡矢巾町)

矢巾町指定天然記念物

森のどちの木

指定…1979年9月17日

所在…矢巾町白沢第6地割28

「森のどちの木」は、矢巾町のほぼ中央に位置する公園「森山パストラルパーク」の西側、森地区の民家の敷地内にある。

遠くから見ても立派な木であることは分かったが、家の方の許可を得て近くで見せていただくと、樹幹下部に大きなこぶがある迫力のあるトチノキで、見上げると樹全体に宿る生命力が感じられた。



環境省の巨樹巨木データベースによると、樹高20m、幹周り6m62cmで幹周りが岩手県で3番目に太いトチノキである。

家の周辺は美しい庭園になっており、手前には「西塔幸子生誕の地碑」が建てられている。「女啄木」と呼ばれた歌人、西塔幸子は明治33(1900)年6月30日、旧不動村のこの地

で生まれた。教員であった幸子は三陸沿岸や北上山地など漁村・山村での教育活動の傍ら1000点以上の歌を詠んだが、その生涯は苦難に満ち、昭和11(1936)年、35歳の若さでこの世を去った。歌集「山峡」には、教育者・母・妻として生きる女性の本音を吐露した作品450首が収められている。「酒飲まぬ夫につれ添ふははそはの母しみじみと羨しかりけり」最後の赴任地となった宮古市江繋の西塔幸子記念館では、幸子の遺稿等が展示されている。

**「林業・木材製造業
労働災害防止規程」
変更のポイント⑤**

▽リスクアセスメントの実施(新設)

新たな作業に入る前には、「簡易リスクアセスメント記録書」に基づき、リスクアセスメントを行うように努めなければならない。
※リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性をあらか

じめ洗い出し、リスクの低減措置を取ることで、記録書の様式は林業・木材製造業労働災害防止協会のホームページに掲載されている。

▽熱中症予防の強化(WBGT値の活用)(新設)

熱中症を予防するため、暑さ指数(WBGT値)の活用、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化(熱に慣れ環境に適應すること)の状態、水分・塩分の補給状態等の管理及び予防教育の実施に努めなければならない。

※暑さ指数(WBGT値)とは熱中症を予防することを目的として提案された指数で、単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されるが、その値は気温とは異なり、①湿度②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境③気温、の3つの要素から求められる。市販の簡易測定器で測定できるほか、環境省のホームページ「熱中症予防情報サイト」ではWBGT値の実況・予測値を確認することができる。

平成28年5月分の販売実績

樹種	合板用			その他 製材用等			計		
	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	6,260	87.2	81.5	4,968	135.3	115.9	11,228	103.5	93.8
カラマツ	2,363	88.3	57.1	1,623	113.7	104.7	3,985	97.1	70.1
アカマツ	3,503	111.6	104.8	329	139.9	1,747.0	3,832	113.6	114.0
その他針葉樹	0	*	*	0	*	0.0	0	*	0.0
広葉樹	0	*	*	34	*	17.5	34	*	17.5
合計	12,126	93.3	80.0	6,954	130.4	114.2	19,080	104.1	89.8

樹種	バイオマス用素材		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	3,292	195.3	501.4
カラマツ	1,610	131.4	181.3
アカマツ	1,699	54.5	287.1
合計	6,602	109.5	308.9

樹種	今年度累計			
	合板用 (m ³)	その他 製材用等 (m ³)	計 (m ³)	バイオマス (t)
スギ	13,440	8,638	22,078	4,977
カラマツ	5,038	3,050	8,088	2,836
アカマツ	6,641	565	7,206	4,816
その他針葉樹	0	0	0	0
広葉樹	0	34	34	0
合計	25,119	12,287	37,406	12,630
目標達成率(%)	14.0	12.3	13.4	14.0
計 画 量	180,000	100,000	280,000	90,000

注)*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【平成28年5月の需給動向】

- スギ原木は更に供給過多になり、需給バランスが崩れ原木の動きが停滞している。
- カラマツ原木は依然、不足しており高値をキープしている。この状況は今後も続くと思われる。
- アカマツ伐採が被害地域で制限され、出材が減少傾向にある。よって需給バランスは安定した。

落穂拾い

文芸評論家・呉智英氏が『言葉の煎じ薬』の中で書いていたことである。

彼がある雑誌で「もしもし」はもう古い!?と題した文章を読んだので感想である。その記事の内容は、ファミリールストランでの風景である。二十代のフリーター風の若者が携帯電話をかけ、相手が出ると「もし」と話しかけた。「もしもし」ではなく、「もし」である。若者言葉は何でも省略するのが特徴だが、「もし」はないだろう、というものである。ここからは呉氏の感想の概要である。

「もしもし」を「もし」と言うのは、よくない。この略し方は、我々が意識するとしなないと拘わらず日本文化に反するからだ。電話で「もしもし」と呼び掛けるのは一種の定型である。「もしもし」はもともと、見知らぬ人に呼び掛ける言葉としてあった。電話では顔がわからないので、見知らぬ人に準じて「もしもし」と呼び掛けるようになった。「もしもし」は「申す申す」である。ちよつと申し上げますが、という意味だ。問題は、なぜ「もしもし」と二言重ねるかだ。柳田國男は『妖怪談義』のなかで、日本各地の風習として、こんなことを書いています。人の顔がほんやりとしか見えなくなる黄昏（たそがれ）時、「もし」と声を掛けられたら返事をしてはならない。それは妖怪だからだ。妖怪は一言でしか声を掛けられない。だから、逆に自分が妖しい者だと思われたいなければ、必ず「もしもし」と二声かけなければならない。妖怪は人間

と違ってさまざまな超能力を持っている。空を飛ぶ、化ける、心を読む…。そのくせ、人間なら誰にでもできる平凡なことができない。二言つづけて言えないのである。

さて、落穂拾い子が時々引用する柳田國男が出てきた。早速、彼の『妖怪談義』をひも解いてみた。「化け物の話を一つ」という書き出しで「黄昏に途を行く者が、互いに声を掛けるのは並の礼儀のみではなかった。言わば自分が化け物ではないことを証明する鑑札も同然であった。佐賀地方の古風な人たちは、人を呼ぶときは必ずモシモシと言って、モシとただ一言いうだけでは、相手も答えてくれなかった。狐じゃないかと疑われぬためである。沖繩でも以前は三度呼ばれるまでは、返事をしてはならぬという、はなはだ非社会的なる俗信があった。二度までは化け物でも呼び得るからといったが、無論これは夜分だけの話であろう。…」

落穂拾い子は考えるのだが、自分に誰かから電話が掛かって来たとき、相手から「もし」の一言だったなら一瞬キョトンとすると同時に戸惑ってしまうことだろう。だが、日本文化といっても長い期間に変化しながら積み重なってきたものである。しかも今でも変化しつつあるものである。その変化が良いものか悪しきものかは別にして。若者の間で「もし」で違和感がなければ、それはそれで今様の文化と言えりかねない。その若者に年老いた両親から「もしもし」と電話が掛かってきたときに返事もせずに切ってしまうこともあるまい。

「もしもし」と「もし」は相手による使い分けの文化かもしれない。